書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６８号
山口市秋穂東5483番地の１
破産者　株式会社伊藤海事
異議申述期間　平成23年４月13日まで
平成23年３月11日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８７１号
福岡県太宰府市大字国分271番地１、旧住所
福岡県大野城市大城１丁目２番12号
破産者　鬼塚　安穏
異議申述期間　平成23年５月６日まで
平成23年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０５号
福岡市東区松崎２丁目12番32号
破産者　博和工業株式会社
異議申述期間　平成23年５月11日まで
平成23年３月11日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第３２４２号
福岡市中央区薬院２丁目16番１―203号
破産者　池田　晴美
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０１９号
東京都港区西新橋１丁目６番21号
清算株式会社　株式会社スリープ・ステーション本部
代表清算人　岡本　善博
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３００９号
大阪府堺市南区竹城台２丁15番９号
清算株式会社　株式会社たまい
代表清算人　玉井　敬祐
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０１０号
大阪府堺市南区竹城台２丁15番９号
清算株式会社　ラリーメンテナンス株式会社
代表清算人　玉井　敬祐
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０１１号
大阪市北区西天満４丁目６番８号ＯＬＣビル１・２階弁護士法人大阪パブリック法律事務所内
清算株式会社　株式会社あじおく
代表清算人　田村　齢子
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市春光３条８丁目６番７号
清算株式会社　株式会社あさでん
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第７号
大阪府大阪狭山市大野台４丁目28番11号
再生債務者　株式会社岡本スチール
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番25号梅田プラザビル別館６階　弁護士法人サン総合法律事務所　弁護士　清水　俊順
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第１２号
神戸市須磨区外浜町３丁目１番25号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通４丁目１番２号
再生債務者　桑田硝子株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生債務者の発行済株式の全て（360万株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式について出資の履行がされた日
３　減少する資本金の額　１億8000万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式について出資の履行がされた日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定が確定した日から１か月を経過する日まで
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成23年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第６号
名古屋市名東区亀の井１丁目133番地　高針荘Ａ棟201号
再生債務者　塚家　豊
１　決議に付する計画案　平成23年２月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２号
青森県青森市長島２丁目１番５号
再生債務者　株式会社みどりや
１　決議に付する計画案　平成23年３月３日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月２日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年５月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月25日
平成23年３月11日
青森地方裁判所第２民事部